

KR韓国語フォント使用許諾について

- 1) 印刷物については、ロゴに利用しての商標登録等、法的保護を受ける場合は、「許諾契約」を結んでいただく必要があります。
- 2) デジタルデータや映像等において画像として利用される場合に、「許諾契約」を結んでいただく必要があります。

下記のような場合は、該当いたします。

- 映像コンテンツ(映画、テレビ番組、CM、ビデオ、DVD、ストリーミング動画など映像作品でのご利用)
- ゲームソフトや各種アプリケーションでのご利用
- デジタルコンテンツ(携帯電話の待受け画面やデコメール、PCのバナー広告や壁紙などフォントを画像化して配布するコンテンツでのご利用)
- ASP、サーバー(印刷サービスなどでのご利用)
- バンドル(各種製品へのバンドルでのご利用)

※「許諾契約」が必要な使用方法は、ここに記載した範囲に限定されるものではありません。

■製品に関するお問い合わせ先

株式会社HAREGON

〒810-0022 福岡市中央区薬院2丁目18-12 財津302

TEL 092-720-9155

FAX 092-720-9156

<http://www.haregon.co.jp>